

顕彰事業申請書

受託者 三井住友信託銀行株式会社 御中

掲題公益信託による顕彰事業につき、下記のとおり申請します。

なお、この書類記載の氏名・住所等の個人情報について、運営委員会等への提供に加えて信託管理人や主務官庁、オブザーバー（伊藤製油株式会社）等の開示されることに同意します。

また、顕彰が決定しましたときは受給者の氏名・所属・助成対象の内容・業績等について公表される場合があることに同意します。

私は、後段に記載の「反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意」に記載の内容を了承します。

年 月 日

申請者	氏名	(フリガナ)		生年月日	年 月 日 (満 才)	
	住所	〒 TEL () E-mail @				
所属機関	名称			部局	役職 学位	
	所在地	〒		TEL () E-mail @	在籍 年数	年
送付先		選考結果等の通知物は所属機関宛に送付します。				
研究形態		どちらかに○をお付け下さい。 1. 個人 2. グループ				
研究組織	代表	氏名	生年月日	所属研究機関名	現在の専門	役割分担
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
			年 月 日			
今までに当基金に研究助成を申請したことの有無（どちらかに○をお付け下さい。） 有 ・ 無 「有」の場合はその研究課題名〔 〕						
表彰歴	ひまし関連の調査・研究により受賞された賞名称・受賞テーマ・受賞年月日・主催者等を記載して下さい。					
略歴						

ひまし関連の、調査・研究業績

上記の調査・研究業績が、ひまし関連産業の発展に寄与したポイント

ひまし関連の、主要論文・特許等

(10 件以内を記載し、うち 3 件以内を 5 部コピーのうえ、本申請書とともに提出して下さい。提出した論文等には頭部に○をお付け下さい。)

- 注 1) この申請でご提供いただく氏名・住所等の個人情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。
注 2) 申請書は PC 等で作成して下さい。

助成金振込口座届

所属機関への寄附金扱いとしますか？ (いずれかに☑をつけてください)	☐ する	●以下口座情報の記入は不要です。 ※間接経費への充当ならびに使用者の変更は認められません ※助成決定後に、所属機関の「寄附金申込書用紙」を受託者へ ご送付ください。
	☐ しない	●以下口座情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行をご指定の場合、支店名欄には振入用の店名（3桁の漢数字）、口座番号欄には7桁の振込口座番号をご記入ください。

お振込先	銀行名	☑をつけてください	支店名	☑をつけてください							
		☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ 信用組合 ☐ 農協		☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 営業所							
預金種別	普通預金	口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
ゆうちょ銀行の「通常貯金」も 「普通預金」として取り扱います。											
お受取人	【ご留意事項】	フリガナ									
	口座名義は、必ず助成対象者本人 名義としてください。										
		口座名義									

※この申請でご提供いただく振込口座情報については、当基金の助成事業のためのみに使用します。

反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意

私（法人の場合は、当該法人の役員等を含みます。）は、次の①の各号に掲げる者もしくは②の各号のいずれかに該当し、もしくは③の各号のいずれかに該当する行為をし、または①もしくは②にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、通知により貴公益信託からの助成金・奨学金等の交付が廃止されても異議を申し立てず、既に貴公益信託から受給した助成金・奨学金等の全額を直ちに貴公益信託に返還いたします。また、これにより手数料、費用、損害が生じた場合でも、いっさい私の責任といたします。

- ①現在、次の各号に掲げる者（以下これらを「暴力団員等」という。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - D. 暴力団準構成員
 - E. 暴力団関係企業
 - F. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - G. その他前各号に準ずる者
- ②現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な行為をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴公益信託の信用を毀損し、または貴公益信託の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為